

告 示

埼玉県告示第百三十二号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社商工組合中央金庫の項を削り、同表あすか信用組合の項中「埼玉県内に所在する店舗」を「同右」に改める。